

第13期全国人大常務委員会 『中華人民共和國輸出管理法』を公布

2020年10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で『中華人民共和國輸出管理法』(以下、『輸出管理法』という)は可決されました。『輸出管理法』は、中国輸出管理領域の基礎的な法律フレームワークとして、2020年12月1日より施行されます。

【ポイント】

- ▶ 法に基づき管理品目の輸出に係わる各種主体を管理
- ▶ 関連部門は輸出管理品目の管理リストと管理される輸入者とエンドユーザーの規制リストを公布
- ▶ 企業は自社の輸出管理リスクを再評価し、関連内部コンプライアンス制度を構築・健全化が必要

1. 政策の背景

中国の対外貿易に関する法体系(【図表1】)は、『対外貿易法』、『税関法』、『輸出入商品検査法』等の法律、『貨物輸出入管理条例』、『技術輸出入管理条例』、『輸出入関税条例』等の行政法規、及び『貨物輸入許可証管理弁法』、『貨物輸出許可証管理弁法』等の部門規定より構成される。

【図表1】中国の対外貿易管理法体系

	輸出	輸入
法律	輸出管理法(今回公布)	輸入管理法は現状なし
	対外貿易法	
	税関法	
	輸出入商品検査法等	
行政法規	貨物輸出入管理条例	
	技術輸出入管理条例	
	輸出入関税条例	
	軍用品輸出管理条例等	アンチダンピング条例等
部門規定	商務部、税関総署、市場監督管理局等の国务院各部門が制定した部門規定、例えば	
	貨物輸出許可証管理弁法等	貨物輸入許可証管理弁法等

2. 本規定の主要内容

1) 定義

輸出管理とは、国が管理品目における輸出、みなし輸出及びその他関連行為に対し、禁止もしくは制限措置を採ることを指す。

【図表 2-1】管理される輸出行為	
輸出	中国国内から国外への管理品目の移動
みなし輸出	中国の公民、法人または非法人組織による外国の組織または個人に管理品目の提供
その他 関連行為	管理品目の越境、中継輸送、通し輸送、再輸出もしくは保税區、輸出加工区等の税関特殊管理区域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外への輸出

2) 管理品目

管理品目は、デュアルユースアイテム、軍用品、核およびその他（【図表 2-2-1】）の国の安全と利益の保護と拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目（関連の技術資料等のデータを含む）となる。

【図表 2-2-1】管理品目の説明	
デュアル ユース アイテム	既存の民事用途だけでなく、軍事用途あるいは軍事上の潜在能力の向上に資する、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いることが可能な貨物、技術とサービス
軍用品	軍事目的の装備、専用生産設備およびその他の関連貨物、技術とサービス
核	核材料、核設備、原子炉用非核材料および関連技術とサービス
その他	国の安全と利益の保護と拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス

現在、上記管理品目に関する輸出管理関連の行政法規は、主に以下の通り。

【図表 2-2-2】管理品目に関する輸出管理関連の行政法規		
No	公布部門	行政法規
1	国務院	『監視制御化学品管理条例』
2	国務院	『生物デュアルユースアイテム及び技術輸出管理条例』
3	国務院、中央軍事委員会	『軍用品輸出管理条例』
4	国務院	『ミサイル及び関連品目及び技術輸出管理条例』
5	国務院	『核輸出管理条例』
6	国務院	『核デュアルユースアイテム及び関連技術輸出管理条例』等

3) 輸出者に対する規定

【図表 2-3】輸出者に対する規定	
管理品目の 輸出経営資格	輸出者が法に基づき関連する管理品目の輸出経営資格を取得する必要がある場合、相応の資格を取得しなければならない
管理リスト内品目の 輸出許可	管理リストに記載される管理品目あるいは臨時管理品目の輸出において、輸出者は国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない

管理リスト外品目の輸出許可	<p>管理リストに記載される管理品目および臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスの輸出において、以下のリスクが存在する可能性のある、輸出者が把握している、あるいは把握しうる、あるいは国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国の安全と利益に危害を及ぼす ✓ 大量破壊兵器およびその運搬器具の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる ✓ テロリズムの目的に用いられる
管理品目の確認相談	輸出者が、輸出を予定する貨物、技術とサービスが本法に規定する管理品目に該当するか否かを確定できない場合、国家輸出管制管理部門に相談が可能
輸出管理の内部コンプライアンス制度の構築	輸出者は輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築しなければならない。運用状況が良好であれば、包括許可等の便宜措置が与えられることが可能
エンドユーザーと最終用途証明書の提出	輸出者は管理品目のエンドユーザーと最終用途証明書を提出しなければならない。関連する証明書は、エンドユーザーあるいはエンドユーザーが所在する国や地域の政府機関が発行したものとする
エンドユーザーと最終用途の変更可能性報告	輸出者、輸入者はエンドユーザーあるいは最終用途が変更される可能性に気づいた場合は、速やかに規定に照らして国家輸出管制管理部門に報告しなければならない
規制リスト内輸入者・エンドユーザーと取引を行う場合	輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。特殊な状況下において、規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行う必要がある場合、国家輸出管制管理部門に申請を提出することが可能

4) 輸入者とエンドユーザーに対する規定

【図表 2-4】 輸入者とエンドユーザーに対する規定	
無断での管理品目の最終用途の変更もしくは第三者への譲渡は禁止	<p>管理品目のエンドユーザーは誓約しなければならず、国家輸出管制管理部門の許可なく、無断で管理品目の最終用途を変更してはならず、またいかなる第三者にも譲渡してはならない</p>
規制リスト	<p>国家輸出管制管理部門は、以下の状況に一つでも該当する輸入者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ エンドユーザーあるいは最終用途の管理の要求事項に違反したもの ✓ 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの ✓ 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの <p>規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーが措置を講じた結果、上記状況が解消された場合は、国家輸出管制管理部門に対して、規制リストからの削除を申請可能</p>

5) 荷主・代理通関業者及びその他輸出サービス業者に対する規定

【図表 2-5】 荷主・代理通関業者及びその他輸出サービス機構に対する規定	
荷主・代理通関業者	管理貨物の輸出の際、税関に国家輸出管制管理部門が発行した許可証を提出して検査を受け、関連規定に基づき通関手続きを行わなければならない
その他輸出サービス業者	いかなる組織と個人も輸出者の輸出管理違法行為のために輸出代行、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供してはならない

6) 監督管理

【図表 2-6】 監督管理	
規定違反 嫌疑行為への調査	<p>国家輸出管制管理部門は、本法の規定に違反する疑いのある行為に対して調査を行い、以下の措置を採ることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象者の営業場所あるいはその他の関連場所に入り検査を行う ✓ 調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人に質問し、調査対象事件に関わる事項について説明するよう求める ✓ 調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人の証明書、協議書、会計帳簿、業務上の手紙・電報等の書類、資料を調査・複製する ✓ 輸出に用いる輸送器具を検査し、疑いのある輸出品目の積込を阻止する、不法に輸出された品目を返送するよう命じる ✓ 事件に関わる品目を差押、押収する ✓ 調査対象者の銀行口座を照会する
勧告、警告状発行	国家輸出管制管理部門は 勧告、警告状の発行等 の措置を採ることが可能
通報受理	本法の規定に違反する疑いのある行為に対して、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を持つ

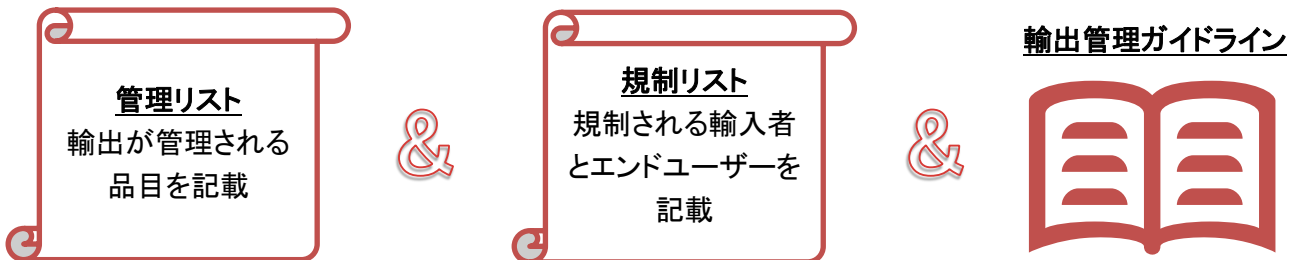
7) 法律責任

【図表 2-7】 法律責任	
『輸出管理法』の規定に違反する下記9つの行為は、 違法所得の没収、最高違法経営額の20倍の罰金、警告、業務停止、経営資格の没収等 の処罰を受け、関連する違法状況は 信用記録 に加える	
<ol style="list-style-type: none"> ① 輸出者が関連する管理品目の輸出経営資格を取得せずに関連する管理品目の輸出に従事した場合 ② 輸出者が許可を得ずに無断で管理品目を輸出する場合 ③ 輸出者が輸出許可証で定めた許可範囲を超えて管理品目を輸出する場合 ④ 輸出者が輸出を禁止した管理品目を輸出する場合 ⑤ 詐欺、賄賂等の不当な手段で管理品目の輸出許可証を取得、または不法に譲渡した場合 ⑥ 管理品目の輸出許可証を偽造、変造、売買した場合 ⑦ 輸出者が輸出管理違法行為に従事していると明らかに把握しており、その者に輸出代行、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供した場合 ⑧ 輸出者が本法規定に違反して規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行った場合 ⑨ 輸出者が監督検査を拒絶、妨害した場合 	
上記違法行為は、『輸出管理法』の処罰以外も、その他関連法律、行政法規の規定に基づいた処理及び処罰を受け、 刑事責任を追及される 可能性もある。また、 国外の組織と個人 が輸出管理規定に違反する場合も、法に基づき処理され、 法的責任を追及される 。	

3. 企業への影響

『輸出管理法』は、国内の輸出者、荷主、代理通関業者、その他輸出サービス業者、及び国外の輸入者とエンドユーザーが従事する管理品目の関連輸出行為について、禁止もしくは制限する規定を定めました。

多くの企業は、日常経営において、管理品目（貨物、サービス、技術）の輸出に関与しないため、『輸出管理法』の公布による企業への実質的な影響は限定的です。管理品目の輸出に関与する可能性のある企業は、関連部門が今後公布する管理品目の**管理リスト**、規制される輸入者とエンドユーザーの**規制リスト**、及び関連産業の**輸出管理ガイドライン**等に注目する必要があります。



自社の管理品目への関連性の有無につき、遅滞なく関連部門への相談を推奨します。また、各企業において、『輸出管理法』に基づき自社の輸出管理リスクを再評価し、早急に輸出管理関連の内部コンプライアンス制度を構築・健全化することが求められます。特に、外資企業は、国外の各関連当事者（親会社、関連会社、輸入者、エンドユーザー）等と積極的に検討し、実質的な影響を評価したうえで、状況に応じた輸出戦略を再策定することを推奨します。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。 以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国出口管制法 (2020年10月17日第十三届全国人民代表大会 常务委员会第二十二次会议通过)</p> <p>目録</p> <p>第一章 总則 第二章 管制政策、管制清单和管制措施 第一节 一般規定 第二节 两用物项出口管理 第三节 军品出口管理 第三章 监督管理 第四章 法律责任 第五章 附則</p> <p>第一章 总則</p> <p>第一条 为了维护国家安全和利益，履行防扩散 等国际义务，加强和规范出口管制，制定本法。</p> <p>第二条 国家对两用物项、军品、核以及其他与 维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相 关的货物、技术、服务等物项（以下统称管制物 项）的出口管制，适用本法。</p> <p>前款所称管制物项，包括物项相关的技术资料等 数据。</p> <p>本法所称出口管制，是指国家对从中华人民共和 国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和 国公民、法人和非法人组织向外国组织和个人提 供管制物项，采取禁止或者限制性措施。</p> <p>本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军 事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用 于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器 及其运载工具的货物、技术和服务。</p>	<p>中華人民共和國輸出管理法 (2020年10月17日第13期全國人民代表大會 常務委員會第22回會議可決)</p> <p>目録</p> <p>第一章 総則 第二章 管理政策、管理リストと管理措置 第一節 一般規定 第二節 デュアルユースアイテムの輸出管理 第三節 軍用品の輸出管理 第三章 監督管理 第四章 法的責任 第五章 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義 務を履行し、輸出管理を強化、標準化するために、 本法を制定する。</p> <p>第二条 国はデュアルユースアイテム、軍用品、核お よびその他の国の安全と利益の擁護と拡散防止等の 国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の 品目（以下、「管理品目」という）の輸出管理に対 して、本法を適用する。</p> <p>前項でいう管理品目は、品目に関連する資料等デー タを含む。</p> <p>本法にいう輸出管理とは、中華人民共和国国内から 国外への管理品目の移動、および中華人民共和国の 公民、法人と非法人組織による外国の組織と個人へ の管理品目の提供に対して、国が禁止あるいは制限 措置を採ることを指す。</p> <p>本法にいうデュアルユースアイテムとは、既存の民 事用途だけでなく、軍用途あるいは軍事上の潜在 能力の向上に資する、特に大量破壊兵器及びその運 搬手段の設計、開発、生産あるいは使用可能な貨物、 技術とサービスを指す。</p>

<p>本法所称军品，是指用于军事目的的装备、专用生产设备以及其他相关货物、技术和服务。</p>	<p>本法でいう軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生産設備およびその他の関連貨物、技術とサービスを指す。</p>
<p>本法所称核，是指核材料、核设备、反应堆用非核材料以及相关技术和服务。</p>	<p>本法でいう核とは、核材料、核設備、原子炉用非核材料および関連技術とサービスを指す。</p>
<p>第三条 出口管制工作应当坚持总体国家安全观，维护国际和平，统筹安全和发展，完善出口管制管理和服务。</p>	<p>第三条 輸出管理業務は総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、安全と発展を統一的に計画して、輸出管制管理とサービスを整備しなければならない。</p>
<p>第四条 国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单、名录或者目录（以下统称管制清单）、实施出口许可等方式进行管理。</p>	<p>第四条 国は統一的な輸出管理制度を実行し、管理リスト、名簿（以下「規制リスト」という）の策定、輸出許可の実施等の方法を通じて管理を行う。</p>
<p>第五条 国务院、中央军事委员会承担出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制管理部门）按照职责分工负责出口管制工作。国务院、中央军事委员会其他有关部门按照职责分工负责出口管制有关工作。</p>	<p>第五条 国務院、中央軍事委員会の輸出管理の職能を担う部門（以下、国家輸出管制管理部門という）は、職責分業に基づき輸出管理業務に責任を負う。国務院、中央軍事委員会のその他の関連部門は職責分業に基づき輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p>
<p>国家建立出口管制工作协调机制，统筹协调出口管制工作重大事项。国家出口管制管理部门和国务院有关部门应当密切配合，加强信息共享。</p>	<p>国は輸出管理業務の調整の仕組みを構築し、輸出管理業務の重大事项の調整を統一的に計画する。国家輸出管制管理部門と国務院の関連部門は密接に歩調を合わせ、情報共有を強化しなければならない。</p>
<p>国家出口管制管理部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制工作提供咨询意见。</p>	<p>国家輸出管制管理部門は関連部門と共同で輸出管理専門家に諮問する仕組みを構築し、輸出管理業務に助言的意見を提供する。</p>
<p>国家出口管制管理部门适时发布有关行业出口管制指南，引导出口经营者建立健全出口管制内部合规制度，规范经营。</p>	<p>国家輸出管制管理部門は適時に関連産業の輸出管理ガイドラインを公布し、輸出者が輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、経営規範化を行うよう指導する。</p>
<p>省、自治区、直辖市人民政府有关部门依照法律、行政法规的规定负责出口管制有关工作。</p>	<p>省、自治区、直轄市の人民政府関連部門は法律、行政法規の規定に基づき輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p>
<p>第六条 国家加强出口管制国际合作，参与出口管制有关国际规则的制定。</p>	<p>第六条 国は輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際規則の制定に参加する。</p>
<p>第七条 出口经营者可以依法成立和参加有关的商会、协会等行业自律组织。</p>	<p>第七条 輸出者は法に基づき関連する商会、協会等業界の自主規制機関を設立し、これに参加することが</p>

有关商会、协会等行业自律组织应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。

第二章 管制政策、管制清单和管制措施

第一节 一般规定

第八条 国家出口管制管理部门会同有关部门制定出口管制政策，其中重大政策应当报国务院批准，或者报国务院、中央军事委员会批准。

国家出口管制管理部门可以对管制物项出口目的国家和地区进行评估，确定风险等级，采取相应的管制措施。

第九条 国家出口管制管理部门依据本法和有关法律、行政法规的规定，根据出口管制政策，按照规定程序会同有关部门制定、调整管制物项出口管制清单，并及时公布。

根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门可以对出口管制清单以外的货物、技术和服务实施临时管制，并予以公告。临时管制的实施期限不超过二年。临时管制实施期限届满前应当及时进行评估，根据评估结果决定取消临时管制、延长临时管制或者将临时管制物项列入出口管制清单。

第十条 根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门会同有关部门可以禁止相关管制物项的出口，或者禁止相关管制物项向特定目的国家和地区、特定组织和个人出口。

できる。

関連する商会、協会等業界の自主規制機関は法律、行政法規を遵守し、規約に基づきその会員に輸出管理に関わるサービスを提供し、協調と自律という役割を果たさなければならない。

第二章 管理政策、管理リストと管理措置

第一節 一般規定

第八条 国家輸出管制管理部門は関連部門と共同で輸出管理政策を策定し、そのうち重大な政策は國務院に承認を求め、あるいは國務院、中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない。

国家輸出管制管理部門は管理品目を輸出する仕向国と地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を採ることができる。

第九条 国家輸出管制管理部門は本法と関連法律、行政法規の規定に依拠して、輸出管理政策に基づき、規定の手順に照らして関連部門と共同で管理品目の輸出管理リストを策定、調整し、且つ速やかに公布する。

国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、國務院の承認を経て、あるいは國務院、中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は管理リスト以外の貨物、技術とサービスの輸出に対して臨時管理を実施し、また公告することができる。臨時管理の実施期限は2年を超えないものとする。臨時管理の実施期限が満了する前に速やかに評価を行い、評価結果に基づき臨時管理を取り消す、延長する、あるいは臨時管理品目を輸出管理リストに加えるかを決定しなければならない。

第十条 国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、國務院の承認を経て、あるいは國務院、中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は関連部門と共同して関連する管理品目の輸出を禁止する、あるいは関連する管理品目を特定の仕向国と地域、特定の組織と個人に輸出することを禁止することができる。

<p>第十一条 出口经营者从事管制物项出口,应当遵守本法和有关法律、行政法规的规定;依法需要取得相关管制物项出口经营资格的,应当取得相应的资格。</p> <p>第十二条 国家对管制物项的出口实行许可制度。</p> <p>出口管制清单所列管制物项或者临时管制物项,出口经营者应当向国家出口管制管理部门申请许可。</p> <p>出口管制清单所列管制物项以及临时管制物项之外的货物、技术和服务,出口经营者知道或者应当知道,或者得到国家出口管制管理部门通知,相关货物、技术和服务可能存在以下风险的,应当向国家出口管制管理部门申请许可:</p> <p>(一) 危害国家安全和利益;</p> <p>(二) 被用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具;</p> <p>(三) 被用于恐怖主义目的。</p> <p>出口经营者无法确定拟出口的货物、技术和服务是否属于本法规定的管制物项,向国家出口管制管理部门提出咨询的,国家出口管制管理部门应当及时答复。</p> <p>第十三条 国家出口管制管理部门综合考虑下列因素,对出口经营者出口管制物项的申请进行审查,作出准予或者不予许可的决定:</p> <p>(一) 国家安全和利益;</p> <p>(二) 国际义务和对外承诺;</p> <p>(三) 出口类型;</p> <p>(四) 管制物项敏感程度;</p>	<p>第十一条 輸出者が管理品目の輸出に従事するには、本法と関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。法に基づき関連する管理品目の輸出経営資格を取得する必要があるものは、相応の資格を取得しなければならない。</p> <p>第十二条 国は管理品目の輸出に対して許可制度を実施する。</p> <p>管理リストに列記されている管理品目あるいは臨時管理品目の輸出において、輸出者は国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>管理リストに記載される管理品目および臨時管理品目以外の貨物、技術とサービスの輸出において、以下のリスクが存在する可能性のあると、輸出者が把握している、あるいは把握しうる、あるいは国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>(一) 国の安全と利益に危害を及ぼす。</p> <p>(二) 大量破壊兵器およびその運搬器具の設計、開発、生産あるいは使用に用いられる。</p> <p>(三) テロリズムの目的に用いられる。</p> <p>輸出者が、輸出しようとする貨物、技術とサービスが本法に規定する管理品目に該当するか否かを確定できずに、国家輸出管制管理部門に相談した場合は、国家輸出管制管理部門は速やかに回答しなければならない。</p> <p>第十三条 国家輸出管制管理部門は以下の要素を総合的に考慮し、輸出者の管理品目の輸出申請に対して審査を行い、許可あるいは不許可を決定する。</p> <p>(一) 国の安全と利益。</p> <p>(二) 国際義務と対外誓約。</p> <p>(三) 輸出の種類。</p> <p>(四) 管理品目の機微程度。</p>
--	---

<p>(五) 出口目的国家或者地区;</p> <p>(六) 最终用户和最终用途;</p> <p>(七) 出口经营者的相关信用记录;</p> <p>(八) 法律、行政法规规定的其他因素。</p> <p>第十四条 出口经营者建立出口管制内部合规制度,且运行情况良好的,国家出口管制管理部门可以对其出口有关管制物项给予通用许可等便利措施。具体办法由国家出口管制管理部门规定。</p> <p>第十五条 出口经营者应当向国家出口管制管理部门提交管制物项的最终用户和最终用途证明文件,有关证明文件由最终用户或者最终用户所在国家和地区政府机构出具。</p> <p>第十六条 管制物项的最终用户应当承诺,未经国家出口管制管理部门允许,不得擅自改变相关管制物项的最终用途或者向任何第三方转让。</p> <p>出口经营者、进口商发现最终用户或者最终用途有可能改变的,应当按照规定立即报告国家出口管制管理部门。</p> <p>第十七条 国家出口管制管理部门建立管制物项最终用户和最终用途风险管理制度,对管制物项的最终用户和最终用途进行评估、核查,加强最终用户和最终用途管理。</p> <p>第十八条 国家出口管制管理部门对有下列情形之一的进口商和最终用户,建立管控名单:</p> <p>(一) 违反最终用户或者最终用途管理要求的;</p>	<p>(五) 輸出仕向国あるいは地域。</p> <p>(六) エンドユーザーと最終用途。</p> <p>(七) 輸出者の関連する信用記録。</p> <p>(八) 法律、行政法規で規定するその他の要素。</p> <p>第十四条 輸出者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築し、且つ運用状況が良好であれば、国家輸出管制管理部門はその関連する管理品目の輸出に対して包括許可等の便宜措置を与えることができる。具体的な方法は国家輸出管制管理部門が規定する。</p> <p>第十五条 輸出者は国家輸出管制管理部門に管理品目のエンドユーザーと最終用途証明書を提出しなければならない。関連する証明書はエンドユーザーあるいはエンドユーザーが所在する国や地域の政府機構が発行したものとする。</p> <p>第十六条 管理品目のエンドユーザーは誓約しなければならない。国家輸出管制管理部門の許可なく、無断で管理品目の最終用途を変更してはならず、またいかなる第三者にも譲渡してはならない。</p> <p>輸出者、輸入者はエンドユーザーあるいは最終用途が変更される可能性のあることに気づいた場合は、速やかに規定に照らして国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。</p> <p>第十七条 国家輸出管制管理部門は管理品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、管理品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価、調査を行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。</p> <p>第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況のいずれかに該当する輸入者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する。</p> <p>(一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理の要求事項に違反したもの。</p>
--	---

<p>(二) 可能危害国家安全和利益的;</p> <p>(三) 将管制物项用于恐怖主义目的的。</p> <p>对列入管控名单的进口商和最终用户, 国家出口管制管理部门可以采取禁止、限制有关管制物项交易, 责令中止有关管制物项出口等必要的措施。</p> <p>出口经营者不得违反规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易。出口经营者在特殊情况下确需与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的, 可以向国家出口管制管理部门提出申请。</p> <p>列入管控名单的进口商、最终用户经采取措施, 不再有第一款规定情形的, 可以向国家出口管制管理部门申请移出管控名单; 国家出口管制管理部门可以根据实际情况, 决定将列入管控名单的进口商、最终用户移出管控名单。</p> <p>第十九条 出口货物的发货人或者代理报关企业出口管制货物时, 应当向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件, 并按照国家有关规定办理报关手续。</p> <p>出口货物的发货人未向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件, 海关有证据表明出口货物可能属于出口管制范围的, 应当向出口货物发货人提出质疑; 海关可以向国家出口管制管理部门提出组织鉴别, 并根据国家出口管制管理部门作出的鉴别结论依法处置。在鉴别或者质疑期间, 海关对出口货物不予放行。</p> <p>第二十条 任何组织和个人不得为出口经营者</p>	<p>(二) 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの。</p> <p>(三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。</p> <p>規制リストに加えられた輸入者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は関連する管理品目の取引を禁止、制限する、関連する管理品目の輸出を中止するよう命じる等の措置を採ることができる。</p> <p>輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。輸出者が特殊な状況下において、規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行う必要がある場合、国家輸出管制管理部門に申請を提出することができる。</p> <p>規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーが措置を講じた結果、第一項で規定する状況が、既に存在しない場合は、国家輸出管制管理部門に対して、規制リストから削除するよう申請することができる。国家輸出管制管理部門は、実態に応じて、規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーを規制リストから削除することができる。</p> <p>第十九条 貨物を輸出する荷主あるいは代理通関業者が管理貨物を輸出する際、税関に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出して検査を受け、また国の関連規定に基づき通関手続きを行わなければならない。</p> <p>貨物を輸出する荷主が税関に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出せずに検査を受け、税関が証拠をもって輸出する貨物が輸出管理の範囲内にある可能性があるとは明らかにした場合は、貨物を輸出する荷主に質疑を行わなければならない。税関は国家輸出管制管理部門に鑑定を行うよう提起し、また国家輸出管制管理部門が出した鑑定結論を根拠として法に基づき処置することができる。鑑定あるいは質疑を行っている間、税関は輸出する貨物の通関を許可しない。</p> <p>第二十条 いかなる組織と個人も輸出者の輸出管理</p>
--	--

<p>从事出口管制违法行为提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务。</p> <p>第二节 两用物项出口管理</p> <p>第二十一条 出口经营者向国家两用物项出口管制管理部门申请出口两用物项时，应当依照法律、行政法规的规定如实提交相关材料。</p> <p>第二十二条 国家两用物项出口管制管理部门受理两用物项出口申请，单独或者会同有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定对两用物项出口申请进行审查，并在法定期限内作出准予或者不予许可的决定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。</p> <p>第三节 军品出口管理</p> <p>第二十三条 国家实行军品出口专营制度。从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。</p> <p>军品出口专营资格由国家军品出口管制管理部门审查批准。</p> <p>第二十四条 军品出口经营者应当根据管制政策和产品属性，向国家军品出口管制管理部门申请办理军品出口立项、军品出口项目、军品出口合同审查批准手续。</p> <p>重大军品出口立项、重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制管理部门会同有关部门审查，报国务院、中央军事委员会批准。</p> <p>第二十五条 军品出口经营者在出口军品前，应</p>	<p>違法行為のために輸出代行、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供してはならない。</p> <p>第二節 デュアルユースアイテムの輸出管理</p> <p>第二十一条 輸出者は国家デュアルユースアイテム輸出管制管理部門にデュアルユースアイテムの輸出を申請する際、法律、行政法规の規定に従って関連する資料をありのままに提出しなければならない。</p> <p>第二十二条 国家デュアルユースアイテム輸出管制管理部門はデュアルユースアイテムの輸出申請を受理した場合は、単独あるいは関連部門と共同で本法と関連法律、行政法规の規定に基づきデュアルユースアイテムの輸出申請に対して審査を行い、また法定の期限内に許可または不許可を決定する。許可の決定を与えたものは、証書発行機関が統一的に輸出許可証を発行する。</p> <p>第三節 軍用品の輸出管理</p> <p>第二十三条 国は軍用品の輸出専売制度を実行する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品輸出専売資格を取得し、且つ定められた経営範囲（事業内容）内で軍用品の輸出経営活動に従事しなければならない。</p> <p>軍用品輸出専売資格は国家軍用品輸出管制管理部門が審査、承認する。</p> <p>第二十四条 軍用品輸出者は管理政策と製品の属性に基づき、国家軍用品輸出管制管理部門に申請して軍用品輸出の立案、軍用品輸出プロジェクト、軍用品輸出契約に関する審査、承認手続きを行わなければならない。</p> <p>重大な軍用品の輸出立案、重大な軍用品の輸出プロジェクト、重大な軍用品の輸出契約には、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同して審査を行い、国务院、中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない。</p> <p>第二十五条 軍用品輸出者は軍用品を輸出する前に、</p>
---	---

<p>应当向国家军品出口管制管理部门申请领取军品出口许可证。</p> <p>军品出口经营者出口军品时，应当向海关交验由国家军品出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。</p> <p>第二十六条 军品出口经营者应当委托经批准的军品出口运输企业办理军品出口运输及相关业务。具体办法由国家军品出口管制管理部门会同有关部门规定。</p> <p>第二十七条 军品出口经营者或者科研生产单位参加国际性军品展览，应当按照程序向国家军品出口管制管理部门办理审批手续。</p> <p>第三章 监督管理</p> <p>第二十八条 国家出口管制管理部门依法对管制物项出口活动进行监督检查。</p> <p>国家出口管制管理部门对涉嫌违反本法规定的行为进行调查，可以采取下列措施：</p> <p>（一）进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；</p> <p>（二）询问被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人，要求其与被调查事件有关的事项作出说明；</p> <p>（三）查阅、复制被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电等文件、资料；</p> <p>（四）检查用于出口的运输工具，制止装载可疑的出口物项，责令运回非法出口的物项；</p> <p>（五）查封、扣押相关涉案物项；</p>	<p>国家軍用品輸出管制管理部門に申請して軍用品輸出許可証を受領しなければならない。</p> <p>軍用品輸出企業は軍用品を輸出する際、税関に国家軍用品輸出管制管理部門が発行した許可証を提出して検査を受け、且つ国の関連規定に基づき通関手続きを行わなければならない。</p> <p>第二十六条 軍用品輸出者は承認を得た軍用品輸出運輸業者に委託して軍用品の輸出運輸と関連業務を処理しなければならない。具体的な方法は国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で規定する。</p> <p>第二十七条 軍用品輸出者あるいは軍用品の科研、生産団体が国際的な軍用品の展覧会に参加するには、手順に基づき国家軍用品輸出管制管理部門に許認可手続きを行わなければならない。</p> <p>第三章 監督管理</p> <p>第二十八条 国家輸出管制管理部門は法に基づき管理品目の輸出に対して監督検査を行う。</p> <p>国家輸出管制管理部門は本法の規定に違反する疑いのある行為に対して調査を行い、以下の措置を採ることができる。</p> <p>（一）調査対象者の営業場所あるいはその他の関連場所に入り検査を行う。</p> <p>（二）調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人に質問し、調査対象事件に関わる事項について説明するよう求める。</p> <p>（三）調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織あるいは個人の証明書、協議書、会計帳簿、業務上の手紙、電報等の書類、資料を調査、複製する。</p> <p>（四）輸出に用いる輸送器具を検査し、疑いのある輸出品目の積込を阻止する、不法に輸出された品目を返送するよう命じる。</p> <p>（五）事件に関わる品目を差押、押収する。</p>
---	--

<p>(六) 查询被调查者的银行账户。</p> <p>采取前款第五项、第六项措施，应当经国家出口管制管理部门负责人书面批准。</p> <p>第二十九条 国家出口管制管理部门依法履行职责，国务院有关部门、地方人民政府及其有关部门应当予以协助。</p> <p>国家出口管制管理部门单独或者会同有关部门依法开展监督检查和调查工作，有关组织和个人应当予以配合，不得拒绝、阻碍。</p> <p>有关国家机关及其工作人员对调查中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息依法负有保密义务。</p> <p>第三十条 为加强管制物项出口管理，防范管制物项出口违法风险，国家出口管制管理部门可以采取监管谈话、出具警示函等措施。</p> <p>第三十一条 对涉嫌违反本法规定的行为，任何组织和个人有权向国家出口管制管理部门举报，国家出口管制管理部门接到举报后应当依法及时处理，并为举报人保密。</p> <p>第三十二条 国家出口管制管理部门根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家或者地区、国际组织等开展出口管制合作与交流。</p> <p>中华人民共和国境内的组织和个人向境外提供出口管制相关信息，应当依法进行；可能危害国家安全和利益的，不得提供。</p> <p>第四章 法律责任</p> <p>第三十三条 出口经营者未取得相关管制物项</p>	<p>(六) 調査対象者の銀行口座を照会する。</p> <p>前項第五項あるいは第六項の措置を採るには、国家輸出管制管理部門の責任者の書面による承認を得なければならない。</p> <p>第二十九条 国家輸出管制管理部門は法に基づき職責を履行し、国务院の関連部門、地方人民政府とその関連部門は協力しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は単独あるいは関連部門と共同で法に基づき監督検査と調査業務を行い、関連する組織と個人は協力しなければならず、拒絶、妨害してはならない。</p> <p>関連する国家機関およびその業務従事者は、調査中に知りえた国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーと個人情報に対して法に基づき秘密保守義務を負う。</p> <p>第三十条 管理品目の輸出管理を強化し、管理品目の輸出の違法リスクを防止するために、国家輸出管制管理部門は勧告、警告状の発行等の措置を採ることができる。</p> <p>第三十一条 本法の規定に違反する疑いのある行為に対して、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を持ち、国家輸出管制管理部門は通報を受けたのちに法に基づき速やかに処理し、且つ通報者の秘密を守らなければならない。</p> <p>第三十二条 国家輸出管制管理部門は締結あるいは参加している国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と輸出管理の協力、交流を行う。</p> <p>中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理関連情報を提供するには、法に基づき行わなければならない。国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるものは、提供してはならない。</p> <p>第四章 法的責任</p> <p>第三十三条 輸出者が関連する管理品目の輸出経営</p>
---	---

的出口经营资格从事有关管制物项出口的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款。

第三十四条 出口经营者有下列行为之一的，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格：

- (一) 未经许可擅自出口管制物项；
- (二) 超出出口许可证件规定的许可范围出口管制物项；
- (三) 出口禁止出口的管制物项。

第三十五条 以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件，或者非法转让管制物项出口许可证件的，撤销许可，收缴出口许可证，没收违法所得，违法经营额二十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足二十万元的，并处二十万元以上二百万元以下罚款。

伪造、变造、买卖管制物项出口许可证件的，没收违法所得，违法经营额五万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，并处五万元以上五十万元以下罚款。

第三十六条 明知出口经营者从事出口管制违法行为仍为其提供代理、货运、寄递、报关、第

資格を取得せずに関連する管理品目の輸出に従事した場合は、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が50万人民币元以上のものは、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法経営額がない、あるいは違法経営額が50万人民币元に満たないものは、50万人民币元以上500万人民币元以下の罰金を併科する。

第三十四条 輸出者に以下の行為の一つがあれば、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が50万人民币元以上のものは、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法経営額がない、あるいは違法経営額が50万人民币元に満たないものは、50万人民币元以上500万人民币元以下の罰金を併科する。情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま管理品目に関連する輸出経営資格を取り上げる。

- (一) 許可を得ずに無断で管理品目を輸出する。
- (二) 輸出許可証で定めた許可範囲を超えて管理品目を輸出する。
- (三) 輸出を禁止した管理品目を輸出する。

第三十五条 詐欺、賄賂等の不当な手段で管理品目の輸出許可証を取得した、あるいは管理品目の輸出許可証を不法に譲渡したものは、許可を取り消し、輸出許可証を取り上げ、違法所得を没収し、違法経営額が20万人民币元以上のものは、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法経営額がない、あるいは違法経営額が20万人民币元に満たないものは、20万人民币元以上200万人民币元以下の罰金を併科する。

管理品目の輸出許可証を偽造、変造、売買したものは、違法所得を没収し、違法経営額が5万人民币元以上のものは、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法経営額がない、あるいは違法経営額が5万人民币元に満たないものは、5万人民币元以上50万人民币元以下の罰金を併科する。

第三十六条 輸出者が輸出管理違法行為に従事していると明らかに分かっている、尚これに代理、貨物

三方电子商务交易平台和金融等服务的,给予警告,责令停止违法行为,没收违法所得,违法经营额十万元以上的,并处违法经营额三倍以上五倍以下罚款;没有违法经营额或者违法经营额不足十万元的,并处十万元以上五十万元以下罚款。

第三十七条 出口经营者违反本法规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的,给予警告,责令停止违法行为,没收违法所得,违法经营额五十万元以上的,并处违法经营额十倍以上二十倍以下罚款;没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的,并处五十万元以上五百万元以下罚款;情节严重的,责令停业整顿,直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十八条 出口经营者拒绝、阻碍监督检查的,给予警告,并处十万元以上三十万元以下罚款;情节严重的,责令停业整顿,直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十九条 违反本法规定受到处罚的出口经营者,自处罚决定生效之日起,国家出口管制管理部门可以在五年内不受理其提出的出口许可申请;对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员,可以禁止其在五年内从事有关出口经营活动,因出口管制违法行为受到刑事处罚的,终身不得从事有关出口经营活动。

国家出口管制管理部门依法将出口经营者违反本法的情况纳入信用记录。

第四十条 本法规定的出口管制违法行为,由国家出口管制管理部门进行处罚;法律、行政法规规定由海关处罚的,由其依照本法进行处罚。

輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供したものは、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法經營額が10万人民元以上のものは、違法經營額の3倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法經營額がない、あるいは違法經營額が10万人民元に満たないものは、10万人民元以上50万人民元以下の罰金を併科する。

第三十七条 輸出者が本法規定に違反して規制リストに加えられた輸入者、エンドユーザーと取引を行った場合は、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、違法經營額が50万人民元以上のものは、違法經營額の10倍以上20倍以下の罰金を併科する。違法經營額がない、あるいは違法經營額が50万人民元に満たないものは、50万人民元以上500万人民元以下の罰金を併科する。情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま管理品目に関連する輸出經營資格を取り上げる。

第三十八条 輸出者が監督検査を拒絶、妨害した場合は、警告を与え、10万人民元以上30万人民元以下の罰金を併科する。情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま管理品目に関連する輸出經營資格を取り上げる。

第三十九条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出者は、処罰が決定し効力を発した日より、国家輸出管制管理部门は、5年以内はその輸出者が提出した輸出許可申請を受理しなくてもよい。その直接責任を負う主管者とその他の直接責任を負う人員に対して、それらが5年の間、関連する輸出經營活動に従事することを禁止することができ、輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたものは、終身で関連する輸出經營活動に従事することができない。

国家輸出管制管理部门は、法に基づき、輸出者が本法に違反した状況を信用記録に加える。

第四十条 本法に規定する輸出管理違法行為は、国家輸出管制管理部门が処罰を行う。法律、行政法规で税関が処罰を行うと規定するものは、税関が本法に照らして処罰を行う。

<p>第四十一条 有关组织或者个人对国家出口管制管理部门的不予许可决定不服的，可以依法申请行政复议。行政复议决定为最终裁决。</p> <p>第四十二条 从事出口管制管理的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予处分。</p> <p>第四十三条 违反本法有关出口管制管理规定，危害国家安全和利益的，除依照本法规定处罚外，还应当依照有关法律、行政法规的规定进行处理和处罚。</p> <p>违反本法规定，出口国家禁止出口的管制物项或者未经许可出口管制物项的，依法追究刑事责任。</p> <p>第四十四条 中华人民共和国境外的组织和个人，违反本法有关出口管制管理规定，危害中华人民共和国国家安全和利益，妨碍履行防扩散等国际义务的，依法处理并追究其法律责任。</p> <p>第五章 附则</p> <p>第四十五条 管制物项的过境、转运、通运、再出口或者从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和出口监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，依照本法的有关规定执行。</p> <p>第四十六条 核以及其他管制物项的出口，本法未作规定的，依照有关法律、行政法规的规定执行。</p> <p>第四十七条 用于武装力量海外运用、对外军事交流、军事援助等的军品出口，依照有关法律法规的规定执行。</p> <p>第四十八条 任何国家或者地区滥用出口管制措施危害中华人民共和国国家安全和利益的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。</p>	<p>第四十一条 関連する組織あるいは個人が国家輸出管制部門の不許可の決定に不服であれば、法に基づき行政再議を申請することができる。行政再議の決定を最終裁決とする。</p> <p>第四十二条 輸出管理に従事する国家業務従事者が職責をおろそかにする、私欲のために不正を働く、職権を濫用した場合は、法に基づき処分する。</p> <p>第四十三条 本法の関連輸出管制管理規定に違反し、国の安全と利益に危害を及ぼした場合は、本法規定に基づき処罰する以外に、関連法律、行政法規の規定に基づき処理及び処罰を行わなければならない。</p> <p>本法の規定に違反し、国が輸出を禁止する管理品目を輸出する、或いは許可を得ずに管理品目を輸出した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第四十四条 中華人民共和国国外の組織と個人が、本法の関連輸出管制管理規定に違反し、中華人民共和国の国家安全和利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際義務の履行を妨害した場合は、法に基づき処理し、且つその法的責任を追求する。</p> <p>第五章 附則</p> <p>第四十五条 管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出あるいは保税区、輸出加工区等の税関特殊管理区域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外への輸出は、本法の関連規定に基づき実行する。</p> <p>第四十六条 核およびその他の管理品目の輸出で、本法にまだ規定のないものは、関連法律、行政法規の規定に基づき実行する。</p> <p>第四十七条 武装力量の海外での運用、対外軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出は、関連法律法規の規定に基づき実行する。</p> <p>第四十八条 如何なる国或いは地域が輸出管理措置を濫用して、中華人民共和国の国家安全和利益に危害を及ぼす場合は、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国或いは地域に対して、対等に措置</p>
--	---

<p>第四十九条 本法自2020年12月1日起施行。</p>	<p>を講じることが出来る。 第四十九条 本法は2020年12月1日より施行する。</p>
--------------------------------	---

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFGバンク（中国）有限公司

(住所) 上海市浦东新区海陽西路399号前灘時代広場17-20階

(登録番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001